

令和6年度奈良県非住宅木造建築適応促進支援業務委託について、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定しますので、次のとおり公告します。

令和6年6月20日

奈良県知事 山下 真

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度 奈良県非住宅木造建築適応促進支援業務委託

(2) 業務の目的

住宅様式の変化や人口減少による木造住宅着工数の減少に伴い、奈良県産材の需要低迷に直面しているなか、住宅分野のみならず非住宅分野での事業拡大、事業再編、販路拡大、新たな市場開拓等の挑戦を試みる意欲的な木材関連事業者に対し、コンサルタント等による支援を行うことで、奈良県産材の利用拡大に繋げていくことを目的とする。

(3) 業務の内容

- ①支援事業体へのヒアリング
- ②経営・営業データの分析
- ③課題解決に係る活動・支援計画（案）の策定
- ④中間報告
- ⑤活動・支援計画の実行
- ⑥支援業務完了報告書の作成

(4) 業務の仕様等

上記業務の仕様については、別途配布する「令和6年度 奈良県非住宅木造建築適応促進支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」とする。）に示すところによるものとする。

(5) 委託上限額

4,997,300円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(6) 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）までとする。

2 参加資格

本委託業務における受託者募集に参加できる者は、業務の趣旨を十分に理解し、円滑に遂行できる、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加禁止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月27日奈良県告示425号)による競争入札参加有資格者のうち、営業種目「Q7」(役務の提供/諸サービス)で登録している者であること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、企画提案書等の提出時まで資格者の登録を終えていることを条件とする。入札参加資格を得るために必要な書類等は、次に示す部署に問い合わせること。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

会計局 総務課 調達契約係(県庁主棟1階)

TEL 0742-27-8908(ダイヤルイン)

- (7) 中小企業等経営強化法に基づき国に認定された経営革新等支援機関で、過去5年間(平成31年4月1日~令和6年3月31日)に木材関連事業者(建築物に使用する製材や集成材を製造する事業者、若しくはこれらを販売する事業者)に対して、コンサルタント支援業務の履行実績を有していること。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類の虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部署（書類の提出先および問い合わせ先）

奈良県環境森林部県産材利用推進課 生産・需要拡大係

TEL 0742-27-7476 FAX 0742-27-1070

住所 〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

- (2) 実施説明書及び仕様書の配布

令和6年6月20日（木）から令和6年7月4日（木）午後5時までの間に、(1)の担当部署または「奈良県環境森林部県産材利用推進課ホームページ」から入手するものとする。

ただし、担当部署における配布は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、奈良県の休日（平成元年3月31日奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

- (3) 参加申込書の提出

上記(2)の実施説明書に示すところによる。

- (4) 企画提案書の提出

上記(2)の実施説明書に示すところによる。

- (5) 質問の受付

上記(2)の実施説明書に示すところによる。

- (6) 留意事項

上記(2)の実施説明書に示すところによる。

5 受託者の特定

上記4の(2)の実施説明書に示すところによる。

6 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (3) その他、詳細は上記4の(2)実施説明書及び仕様書に示すところによる。